

1 枚目（徴収方法、金額、納期限等）

税額の変更事由は、3枚目左下の余白部分をご確認ください。

この通知書は、市県民税・森林環境税において、過去に遡って普通徴収（納付書）で納めていただく税額が生じた場合にお送りしています。

右記の納期限までに、納付書記載の金額を納付してください。

なお、どの年度で税額が生じたのかは、1枚目右上に記載されています。

市県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書

(ただし、年度分)

通知書番号
給与特別徴収義務者指定番号・個人番号

年 税 額

給与特別徴収税額 (円)	
年金特別徴収税額 (円)	
普通徴収税額 (円)	
普通徴収既課税額 (円)	
充当額又は委託納付額 (円)	
差引納付税額 (円)	

納期限 年 月 日

納付税額	円
延滞金	円
計	円

兵庫県赤穂市

3 枚目（所得金額等の変更内訳、変更事由）

年度分の市県民税・森林環境税

区 分	変 更 前 (円)	変 更 後 (円)
所得金額等（総合課税分）		
分離開課税分		
総所得金額		
合計所得金額		

この部分に税額の変更事由が記載されています。

兵庫県赤穂市

【税額・徴収方法の主な変更事由】

- ・会社を退職（休職）された場合
⇒退職（休職）により普通徴収
- ・年金特徴納税義務者が死亡された場合
⇒死亡により年金特徴を停止
- ・確定申告をされた場合
⇒所得税の確定申告により変更
- ・住民税申告をされた場合
⇒住民税の申告により変更
- ・会社等から給与支払報告書が提出された場合
⇒給与支払報告書により変更
- ・年金機構等から年金支払報告書が提出された場合
⇒年金支払報告書により変更
- ・市役所で扶養や寡婦等に関する調査を行った場合
⇒調査により変更

※ 変更事由によっては、個別に説明文書を同封している場合がありますので、ご確認ください。

2 枚目（各徴収区分ごとの税額の変更内訳）

年度 市県民税・森林環境税 各徴収区分ごとの税額変更内訳

(ただし、年度分)

各 期	変 更 前 (円)	変 更 後 (円)	増 減 額 (円)
普通徴収税額			
第1期			
第2期			
第3期			
第4期			
随時			
過年度			
合計			

月 別	変 更 前 (円)	変 更 後 (円)	増 減 額 (円)
年金特別徴収税額			
年 4 月			
年 6 月			
年 8 月			
年 10 月			
年 12 月			
年 2 月			
合計			

月 別	変 更 前 (円)	変 更 後 (円)	増 減 額 (円)
給与特別徴収税額			
年 6 月			
年 7 月			
年 8 月			
年 9 月			
年 10 月			
年 11 月			
年 12 月			
年 1			
年 2			
年 3			
年 4			
年 5			
合計			

各徴収区分ごとに、税額の増減額等を記載しています。通常、普通徴収税額の過年度の欄に今回納めていただく税額が記載されます。それ以外は、過去に通知した税額となります。

兵庫県赤穂市

4 枚目（税額の変更内訳）

年度分の市県民税・森林環境税 課税の基礎 その2

区 分	変 更 前 (円)		変 更 後 (円)	
	市民税分	県民税分	市民税分	県民税分
算出税額				
税額控除等				
所得割額				
均等割額				
森林環境税				
年 税 額				
給与特別徴収税額				
年金特別徴収税額				
差引普通徴収税額				
控除不足額				

【算出税額】
総合課税、分離課税の課税標準（3枚目に記載）に、それぞれの税率を乗じて求めた所得割の金額です。

【税額控除等】
算出した所得割の金額から控除する金額です。ふるさと納税を含む寄附金税額控除額や住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除がある場合は、この欄に市民税・県民税それぞれの控除額が記載されます。税額控除の詳細内容は、通知書の裏面を参照してください。

兵庫県赤穂市